

只木ゼミ前期第6問検察反対尋問レジュメ

文責：3班

1. 弁護レジュメ1頁29行目において、「行為者の認識(認容)した個別具体的な事実についてのみ反対動機たり得る」としているが、「個別具体的な事実」とはどの範囲の事実か。
2. 具体的法定符合説によれば、例として刑法199条はどのような規範に対する違反であるか。規範を明示し、かつ、その根拠を問いたい。
3. 具体的法定符合説を採る場合、弁護側は、当然に故意的発想となると考えるか。

以上